

議第97号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 4 月 26 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県教育振興基本計画審議会の項の次に次のように加える。

滋賀県教育委員会建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する教育委員会の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
------------------------	--	-------	--	---------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。